

案

令和 6 年 1 月 日

精華町長 杉浦 正省 様

精華町高齢者保健福祉審議会
会 長 空 閑 浩 人精華町第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険
事業計画について（答申）

令和 3 年 12 月 14 日付けで諮問を受けた精華町第 10 次高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画の策定について、本審議会は慎重に審議を重ねた結果、計画（案）とともに、下記の意見を付して答申いたします。

記

「高齢者が安心していきいきと自立して暮らせる町をめざす」という基本理念の実現のため、地域共生社会を土台とした地域包括ケアシステムが構築されたまちの姿として設定した、2つの計画目標に従って、高齢者の幸福感の向上、健康寿命の延伸等をめざし、本計画の着実な推進が図られるよう努めてください。

1. 誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

健康づくりや介護予防に取り組み、「自分の健康は自分でつくる」という意識を高め、高齢者が生きがいを持って活躍し、知識や経験を地域に還元できる場の創出、社会参加の場の確保など、暮らしやすく活力のある地域づくりに努めてください。また、平時のみならず、災害等の非常時においても安心して過ごせるよう、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組むなど、地域の支え合いの活動を支援するために、地域と医療、福祉が連携した施策を積極的に進めてください。

2. 介護が必要になったときの安心があるまち

高齢化が進行し、認知症の方や介護を要する方が増えていく中で、高齢者人口が最も多くなる2040年を見通した、中長期的な視野に立った介護サービス基盤の整備や相談支援体制の充実に努めてください。また、高齢者がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、多職種との連携、認知症対策、介護者支援、介護人材の確保等に努め、医療、介護、介護予防、住まい及び日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の推進に取り組んでください。

3. 計画の推進について

福祉・保健・医療等庁内の関係部課や地域包括支援センターとの連携をはじめとして居宅介護事業者、介護サービス提供事業者等との連携のもとで、各サービスの提供にあたり、介護人材の育成・確保を図り、適切かつ適正な提供を行い、本計画の着実な推進が図られるよう努めてください。

今後も、サービス利用者や介護者のニーズ、動向に適切に対応したサービス提供の維持と把握に努め、第1号被保険者に過度な負担にならないよう、中長期的な視点で計画を進めてください。

また、計画の理念や目標、施策について、広く町民に知っていただくようによりわかりやすく周知に努めてください。